

4月から市役所の組織が一部変わります

●農政関係窓口

農政課	農政係、生産振興係、経営体育成係	4月から	農林水産課	農政係、生産振興係、林務水産係
林務水産課	林務水産係、森林土木係			

◎農政課と林務水産課を統合して、新たに農林水産課とします。

●建設関係窓口

建築住宅課	管理係、建築係、住宅係、収納係	4月から	建築住宅課	建築係、住宅係、収納係、建築指導室

◎4号建築物に係る建築確認事務を市で行うため、新たに建築指導室を設置します。

◎各総合支所の建設維持課の事務は、窓口事務や道路の維持補修などを除いて、本庁へ集約します。

●水道関係窓口

工務課	計画係、建設係	4月から	工務課	計画係、建設係、給水係、浄水係、維持係
配水管理課	給水係、浄水係、維持係			

◎工務課と配水管理課を統合して、工務課とします。

◎吾平水道分室と申良簡易水道室は廃止し、本庁（札元の上下水道部分庁舎）で一括して対応します。

●教育委員会関係窓口

学校教育課	教職員係、学校教育係、学務係	4月から	学校教育課	教職員係、学校教育係、学務係、保健給食係
保健体育課	保健体育係、学校給食係			

◎学校教育課と保健体育課を統合して、学校教育課とします。

◎各教育支所（輝北・申良・吾平）の教育課は、社会教育に関する事務を主に行い、総務、学校教育に係る事務は受付対応を残して本庁に集約します。なお、申良教育課の事務所は、現在の申良公民館内に移転します。

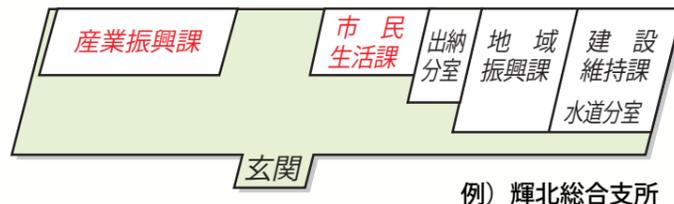
◎鹿屋看護専門学校は、4月から三年課程（全日制）となることから、看護専門学校三年課程準備室を廃止します。詳細については、市ホームページからご覧いただくか、看護専門学校へお問い合わせください。

●総合支所関係窓口

市民生活課	4月から	市民生活課
健康福祉課		

◎市民生活課と健康福祉課を統合して、市民生活課とします。

◎窓口での取扱業務は、保健相談など一部の業務を除き、これまでどおりです。



●その他の変更点

◎班制の導入拡大 企画調整課と財政課に班制を導入し、係を廃止しました。

◎出先機関の所管変更 組織見直しに伴い、各出先機関等の所管を本庁へ変更しました。

(例) 申良ふれあいセンター 申良総合支所健康福祉課 → 本庁福祉政策課

【問い合わせ】 市行財政改革推進本部 ☎ 0994-31-1153

※各課の電話番号は、現在の番号を引き継ぎます。ただし、一部係の内線番号が変更になることがあります。



市では、行財政改革による職員削減を進めながら、行政サービスの向上、国・県からの権限移譲などの政策課題に柔軟に対応できるよう、組織の一部を見直しました。

特に保健福祉では、後期高齢者医療制度や特定健診制度などの制度改正に対応するため、課・係や窓口を見直しました。

見直し後の部課数は15部57課で、8課削減します。ここでは、窓口部門を中心に主な変更点をお知らせします。

●保健福祉関係窓口

福祉政策課	調整係、保護第一・第二係	4月から	福祉政策課	調整係、保護第一・第二係、障害者福祉係
高齢障害福祉課	高齢者福祉係、障害者福祉係、介護支援係		高齢福祉課	高齢者福祉係、地域支援係、介護保険係
国保介護課	賦課係、健康保険係、介護保険係		健康保険課	国民健康保険係、後期高齢者医療係
健康増進課	健康増進係、保健予防係		健康増進課	健康増進係、成人保健係、母子保健係

◎高齢者への福祉サービスを一体的に行うため、これまで、国保介護課で行っていた介護保険の給付に関する事務を高齢福祉課へ移し、障害者福祉係を福祉政策課へ移します。

◎新しい特定健診制度に対応し、事務の効率化を図るため、各総合支所の健康診断や相談の事務を健康増進課（保健相談センター）へ移すなど、福祉関係の事務を本庁へ集約します。

◎国保税・介護保険料の還付等に関する事務を税務課へ移します。

◎現在の老人保健制度が「後期高齢者医療制度」に変わるため、新たに健康保険課を新設します。

●税務関係窓口

市民税課	諸税管理係、市民税係	4月から	税務課	管理係、市民税係、土地係、家屋係
資産税課	資産管理係、土地係、家屋係			
収納管理課	収納管理係、収納第一・第二係			

◎市民税課と資産税課を統合して、新たに税務課とします。

◎これまで収納管理課で行っていた市税の還付等に関する事務は、一括して税務課で行います。

本庁1階の窓口案内図



※収納管理課、子育て支援課、障害者福祉係、介護保険係が現在の場所から、上記のように移転します。

●生活環境関係窓口

環境政策課	調整係、環境保全係	4月から	生活環境課	調整係、環境保全係、清掃係、廃棄物対策係、リサイクル推進係
生活環境課	廃棄物対策係、リサイクル推進係			

◎環境政策課と生活環境課を統合して、生活環境課とします。

◎これまで健康増進課で行っていた狂犬病予防は生活環境課で行い、環境衛生対策の充実を図ります。

◎肝属地区清掃センターの供用開始により、清掃センターを廃止し、係体制を整理します。